

苫小牧音楽祭「TOMAKOMAI MUSIC Academy」支援事業基準

(趣旨)

第1条 この基準は、苫小牧音楽祭実行委員会規約第3条に掲げる事業に基づく支援金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金は、次の各号に該当する者に交付する。

- (1) 市内に活動の本拠を有する文化団体等に属し、日常的に文化活動している市民及び団体
- (2) 団体にあつては、規約、会則その他これらに類するものを有し、代表者及び所在地が明らかである者

(支援対象事業)

第3条 支援の対象となる事業は、本市にゆかりのある人材や若手音楽家の育成等に著しく寄与すると認められる音楽事業（合唱、管弦楽、吹奏楽、ピアノ等の楽器、歌唱等）で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 音楽発表事業（本市にゆかりのある人材・若手音楽家の発表機会の構築に繋がっている事業）
 - (2) 音楽招聘事業（アーティストを招き、本市にゆかりのある人材・若手音楽家とともに演奏発表できる機会を設けている事業）
 - (3) その他、本市にゆかりのある人材・若手音楽家の育成等に必要な活動として実行委員会が認めた事業
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の事業に次の各号のいずれかに該当する事業等を含むときには、支援しない。
- (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動を目的とする事業
 - (3) 暴力団の利益になると認められる事業
 - (4) 特定の会員に限定した事業
 - (5) 市又は教育委員会から他の支援金等を受ける事業
 - (6) 企業並びに事業所内の団体が行う部活動、サークル活動等
 - (7) いわゆる教授所、教室が開催する稽古ごと、習いごとのおさらい会、発表会等
 - (8) 同一事業に対し、複数の申請を行うこと

(提案書の提出)

第4条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、苫小牧音楽祭支援事業提案書（様式第1号）（以下「提案書」という。）を実行委員会があらかじめ定めた期間までに実行委員会に提出しなければならない

2 申請者が団体である場合は、提案書に次に掲げる書類を添付しなければならない

（1）団体の規約又は会則等

（2）団体の役員及び会員名簿

3 実行委員会は、提案書の提出があった場合は、その内容等の適否について、音楽サポート部会に付し、支援団体の採択を行った上で、申請者に「支援対象採択（対象外）通知書」（様式第2号）を通知する。その後、付託事項について実行委員会に報告するものとする。

(支援金額)

第5条 支援金は別表に定める支援対象経費のうち10万円を限度とし予算の範囲内で交付する。

2 支援金の額は、1千円単位とし、第1項の規定により算出した額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(支援金額の制限)

第6条 同一の申請者に対する支援は、1年度につき1回のみとする。

(支援内容の変更)

第7条 申請者は支援を受けようとする事業の内容及び収支に変更が生じた場合は速やかに苫小牧音楽祭支援金変更届（様式第3号）を実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、実行委員会が軽微な変更と認めた場合はその提出を省略することができる。

2 実行委員会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、採択内容を変更し、又は条件を付することができる。

(支援事業の中止又は廃止)

第8条 申請者は、支援を受けようとする事業を中止又は廃止しようとする場合はあらかじめ中止（廃止）承認届（様式第4号）を実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告及び支援金の確定)

第9条 申請者は、事業完了の日から1ヵ月以内に実績報告書（様式第5号）を実行委員会に提出しなければならない。ただし、実行委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

2 実行委員会は実績報告書の提出があった場合、その内容の審査その他必要に応じて現地調査を行った上、その事業が採択内容に適合していると認めたときは、支援金額を確定し支援金額確定通知書（様式第6号）により通知する。その後、付託事項について実行委員会に報告するものとする。

（決定の取消し等）

第10条 実行委員会は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の採択の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）支援金を支援事業以外の用途に使用したとき。

（2）支援金の採択内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3）虚偽の申請、報告又は不正な行為によって支援金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、第9条の規定による支援金額の確定後においても適用があるものとする。

3 実行委員会は、前項の規定に基づき、支援金の採択の全部又は一部の取消しを決定したときは、苫小牧音楽祭支援金採択取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第11条 実行委員会は、前条の規定により支援金の採択の全部又は一部を取り消した場合は、期限を定めて、当該取消しに係る支援金の返還を命ずるものとする。

（支援事業の普及等）

第12条 申請者は当該支援事業を実施するに当たり、その事業に係るポスター、刊行物等に「苫小牧音楽祭事業 TOMAKOMAI MUSIC Academy」と表示することにより、本事業の普及及び啓発に努めなければならない。

（その他）

第13条 この基準に定めるもののほか必要な事項は実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から実施する。

附 則

この要綱は、令和４年４月２１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１９日から実施する。

別表 支援対象経費一覧

項 目	内 容
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料等出演料等（ゲスト出演等の場合） 参加費（個人で音楽発表会等に参加するための経費）
旅費	交通費、宿泊費、日当等（苫小牧市旅費規程の範囲内） ※交通費は原則公共交通機関（実費）